

報道資料

令和5年3月10日

【問い合わせ先】

総務部知事公室 防災統括室 担当：森田、田中
(直通) 0742-27-8425 (内線) 2272

県土マネジメント部 砂防・災害対策課 担当：松山
(直通) 0742-27-8521 (内線) 4192

局地激甚災害の指定について

災害に係る市町村ごとの局地激甚災害の指定について、本日（3月10日（金））の閣議において決定された旨、内閣府（防災担当）から情報提供がありました。

公布及び施行は、3月15日（水）の予定です。

局地激甚災害の指定に関する概要は以下のとおりです。

<対象災害・市町村>

- ・平成30年11月30日から令和4年7月14日までの間の地滑り：十津川村

<措置の概要>

- ・公共土木施設災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
(公共土木施設等の過去五ヶ年の補助率嵩上げ平均69%→83%)
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
(公共土木施設や農地等の事業に適用)